

加入事業所の皆様へ

2020年11月 電子申請がスタート

- ◇「電子申請」とは、インターネットを利用して申請・届出をする方法です。
 - ◇インターネットを経由するため、いつでも・どこでも手続きができます。
 - ◇また、申請するために移動したり郵送する必要が無いため、書面やCD・DVDで行う申請に比べて、コストが掛からないなどのメリットがあります。
- 皆さま、ぜひこの機会に、電子申請の利用についてご検討ください。

電子申請ができる届出は

『将来的には
15届対象』

※11月時点では5届が対象

◇KPFD様式(CSV データ)による届出

- ①健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届
- ②健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届
- ③健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届
- ④健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届
- ⑤健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届

◇CSV データによる届出

- ⑥健康保険 被扶養者（異動）届

◇xml様式による届出

- ⑦健康保険 厚生年金保険 新規適用届
- ⑧任意適用申請書
- ⑨任意適用取消申請書
- ⑩一括適用承認申請書
- ⑪産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届
- ⑫産前産後休業終了時報酬月額変更届
- ⑬育児休業等取得者申出書（新規・延長）／終了届
- ⑭育児休業等終了時報酬月額変更届
- ⑮介護保険適用除外等該当・非該当届

※ 11月より電子申請が可能となるのは特定法人（資本金1億円超の法人等）において電子申請が義務化された3届（上記③～⑤）＋2届（上記①，②）となります。その他の届の対応時期は決まりしだい、あらためてお知らせいたします。

- ◇11月からスタートする電子申請環境は、日本年金機構（協会けんぽ）及び全ての健康保険組合を受理機関とする唯一の環境ですので、加入する保険者を異動しても利用可能です。
 - ◇また、GbizID（法人共通認証基盤）※P4参照 を利用した法人認証のため、法人認証に要する費用はかかりません。
 - ◇特定の法人（資本金1億円超の事業所等）に対する電子申請の義務化については、これまで健康保険組合に対する手続は除外されていましたが、11月からは対象となります。
- 該当の事業所の皆様はご準備をおねがいします。
- ※人事・給与システムベンダー側の改修が間に合わないことにより電子申請が困難な場合は、健康保険組合へご連絡ください。
- ◇特定の法人以外の事業主の方々も電子申請が可能ですので、積極的にご利用ください。

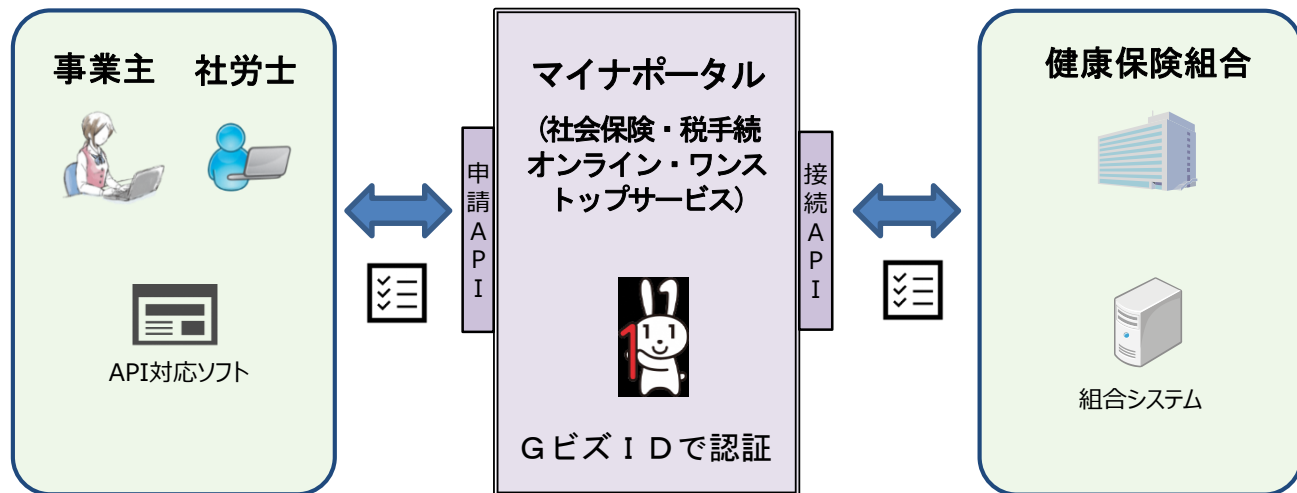


厚生労働省



大阪金属問屋健康保険組合

11月に運用が開始される電子環境の仕組みについて



- ◇ 事業主（社労士含む）のみなさまは、民間サービス事業者が提供するサービス（例：申請APIと連携する人事・給与システム）を利用して、電子申請を行います。
 - ※日本年金機構の届書作成プログラムから直接に申請することはできません。
 - ※手続の詳細は人事・給与システム毎に異なりますので、ご利用のシステムベンダーにお問い合わせください。（申請APIと連携するための仕様書については、内閣府HPで入手申請ができます。事業所において独自に人事給与システムを構築されている場合は、仕様書を入手の上、ご対応をおねがいします。）
- なお、一手続の容量については、30MBが上限となります。
- ◇ 事業主のみなさんが電子申請される際は、法人共通認証基盤による資格情報確認により申請者の確認を行いますので、事前にGビズIDの取得をおねがいします。
- ◇ 健康保険組合にはマイナポータルを利用して届出が送信されます。
- ◇ 事業主のみなさまには、この環境から決定通知書を受理ください。
 - ※決定通知書は必ず保存してください。

特定の法人については電子申請の義務化がスタート

電子申請の利用促進の一環として、**特定の法人の事業所**が社会保険・労働保険に関する**一部の手続**を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

ご確認ください

特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

ご確認ください

健康保険
厚生年金保険

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届

一部の 手続とは

労働保険

- 継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する以下の申告書
 - ・年度更新に関する申告書（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
 - ・増加概算保険料申告書

雇用保険

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者転勤届
- 高年齢雇用継続給付支給申請
- 育児休業給付支給申請

（注意事項）

- 1 2020年4月以降に開始される**各特定の法人の事業年度から**適用されます。
- 2 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続を行う場合も含まれます。
- 3 以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。
 - (1)電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合
 - (2)労働保険関係手続（保険料申告関係）については、労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合。

健康保険組合への電子申請はGビズIDで!!

無料で取得可能なID・パスワード（GビズID）で電子証明書
がなくても電子申請が可能に！

ジー・ビズ・アイディー



令和2年4月からの電子申請にご利用頂ける「GビズID」とは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

※「GビズID」の詳細については、以下のホームページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp>



「GビズID」の取得方法のご案内

<手続き方法>

1. 「GビズID」のホームページから
「gBizIDプライム作成」のボタンを
クリックして、申請書を作成・ダウ
ンロード



2. 必要事項を入力して、作成した申請書と印鑑証明書を「GビズID運用センター」に
送付
3. 申請が承認されると、メールが送られてきます（審査に2週間程度要します。）
4. メールに記載されたURLをクリックして、パスワードを設定したら手続き完了！

「GビズID」の種類

「GビズID」には、2種類のアカウントがあり、手続ではどちらも使用可能です。

gBizプライム
(BizAccountVerify-rep)

法人代表者もしくは個人事業主のアカウント

gBizメンバー
(BizAccountVerify)

組織の従業員用のアカウントとして、gBizIDプライムの利用者が
自身のマイページで作成するアカウント

事業主様ご準備

事業主様ではg-BizIDもしくは電子証明書の取得等、下記2点の準備を行って頂く必要があります。

①g-BizID(無料)もしくは電子証明書(有料)の取得

- ・法人共通認証基盤のGビジネスID(g-BizID)又は公的個人認証サービスによる電子証明書(署名用電子証明)を取得する必要があります。
- ・g-BizIDは無料、電子証明書は有料となります。
- ※電子証明書は法務局から取得になります。
- ・お申し込みから発行まで2週間程度かかります。

G-BizIDの取得 <https://gbiz-id.go.jp/>

②システムの対応

- ・給与システム等から電子申請用の電子データを出力できるように対応して頂く必要があります。
- ・電子データを申請APIを利用して申請するために申請API対応の専用ソフトを準備頂く必要があります。
- ※申請APIと連携するための仕様書については、内閣府HPで入手申請ができます。

事業所において独自に人事給与システムを構築されている場合は、仕様書を入手の上、ご対応をお願いします。

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/case/business/developer.html>

※申請API対応において、G-BizIDの利用か電子証明書の利用に分かれますので、詳しくは給与システムベンダーや業者へお問い合わせください。